

# 平成27年度保険料率に関する論点について

---

# 平成27年度保険料率に関する論点について

## 1 . 制度改正

27年医療保険制度改革に向けて、協会要望事項の実現を引き続き強く訴えていく。

国庫補助率20%への引上げ

高齢者医療制度の見直し

- ・ 高齢者医療への公費負担の拡充
- ・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

その他

- ・ 傷病手当金と出産手当金の見直し 等

## 2 . 27年度保険料

27年度保険料についてどう考えるか。

直近の5年収支見通し（26年7月試算）も踏まえて、27年度保険料についてどう考えるか

これまでの運営委員会の議論及び評議会の意見では、平均保険料率10%維持を求める意見が比較的多い。



27年度の平均保険料率は、現行の10%を維持することを基本としてはどうか

### 3 . 激変緩和措置

27年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

#### 27年度の激変緩和率についてどう考えるか

現行の激変緩和率は2.5/10。前回法改正により財政特例措置は2年延長（25・26年度）されたが、激変緩和措置期間も2年延長（平成32年3月まで）され、激変緩和率は24年度から維持されてきている。

政令の規定に従えば、27年度は、激変緩和率の拡大を行う必要が生じる見込みであり、最高保険料率となることが見込まれる佐賀支部について、精算分を除いた保険料率を変動させないための激変緩和率は2.7/10程度。（精算の結果、佐賀支部の保険料率は若干上昇する見込み。）

24年度までの毎年度の激変緩和率の拡大幅は、0.5/10～1.0/10。仮に、27年度の激変緩和率の拡大幅を0.2/10、0.5/10又は1.0/10とした場合、28年度から激変緩和措置終了の31年度までの拡大幅（年度平均）はそれぞれ1.9/10、1.8/10又は1.7/10。

#### 仮に平均保険料率が維持された場合の都道府県単位保険料率の扱いをどうするか

都道府県単位保険料率の算定方式は法令で規定されており、仮に平均保険料率及び激変緩和率が維持された場合でも、都道府県ごとに医療給付費等の変動状況が異なることから、27年度の都道府県単位保険料率が現在のものと同様となるとは限らない。

都道府県単位保険料率については、2年度前の見込みと実績の乖離分に係る精算を行っている。

加えて、25年度に都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算について、27年度都道府県単位保険料率の算定において行うこととなっている。

（注）26年度の保険料率凍結に伴う精算については、28年度都道府県単位保険料率の算定において行うこととなっている。

激変緩和率の拡大を行った場合、都道府県ごとに医療給付費等の変動状況が異なることや精算により、27年度の都道府県単位保険料率が、前年度より上がる支部と下がる支部の両方が存在する見込み。



政令の規定に従い激変緩和率を拡大しつつも、最高保険料率の変動ができる限り最小限となるような激変緩和率とすることを要望してはどうか

## 4 . 変更時期

仮に保険料率の変更をする場合、変更時期は4月納付分からでよいか。

衆議院の解散に伴い、政府予算案の閣議決定の時期も後ろ倒しになる見込みであるが、仮に保険料率を変更する場合の変更時期についてどう考えるか

協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が支部長の意見を聴く必要があるとされている。支部長が当該意見の申出を行うためには、評議会の意見を聴く必要があるとされている。

都道府県単位保険料率について、例年は政府予算案が決定された後、評議会での議論を経て、1月に開催される運営委員会において決定されている。しかし、政府予算案の閣議決定の時期が仮に1か月程度後ろ倒しになった下で保険料率を変更する場合、支部への保険料率の提示や評議会での議論に必要な時間を考慮すれば、来年1月30日に開催が予定されている運営委員会での都道府県単位保険料率の決定は困難。

その場合、保険料率の変更に伴う広報に必要な期間等を踏まえれば、例年どおり4月納付分(3月賦課分)の保険料から保険料率を変更することは困難。

保険料率の変更が可能な最短のタイミングは5月納付分からで、その他にも、例えば厚生年金の保険料率が変更される10月納付分から変更すること等も考えられる。

ただし、10月納付分からの場合には、保険料率への影響が大きくなること等を考える必要がある。

仮に介護保険料率を変更する場合、介護保険料率のみ例年どおり4月納付分の保険料から変更すると、医療分の保険料率と変更時期が異なることにより適用事業所の事務負担の増加や混乱が生じるおそれがある。

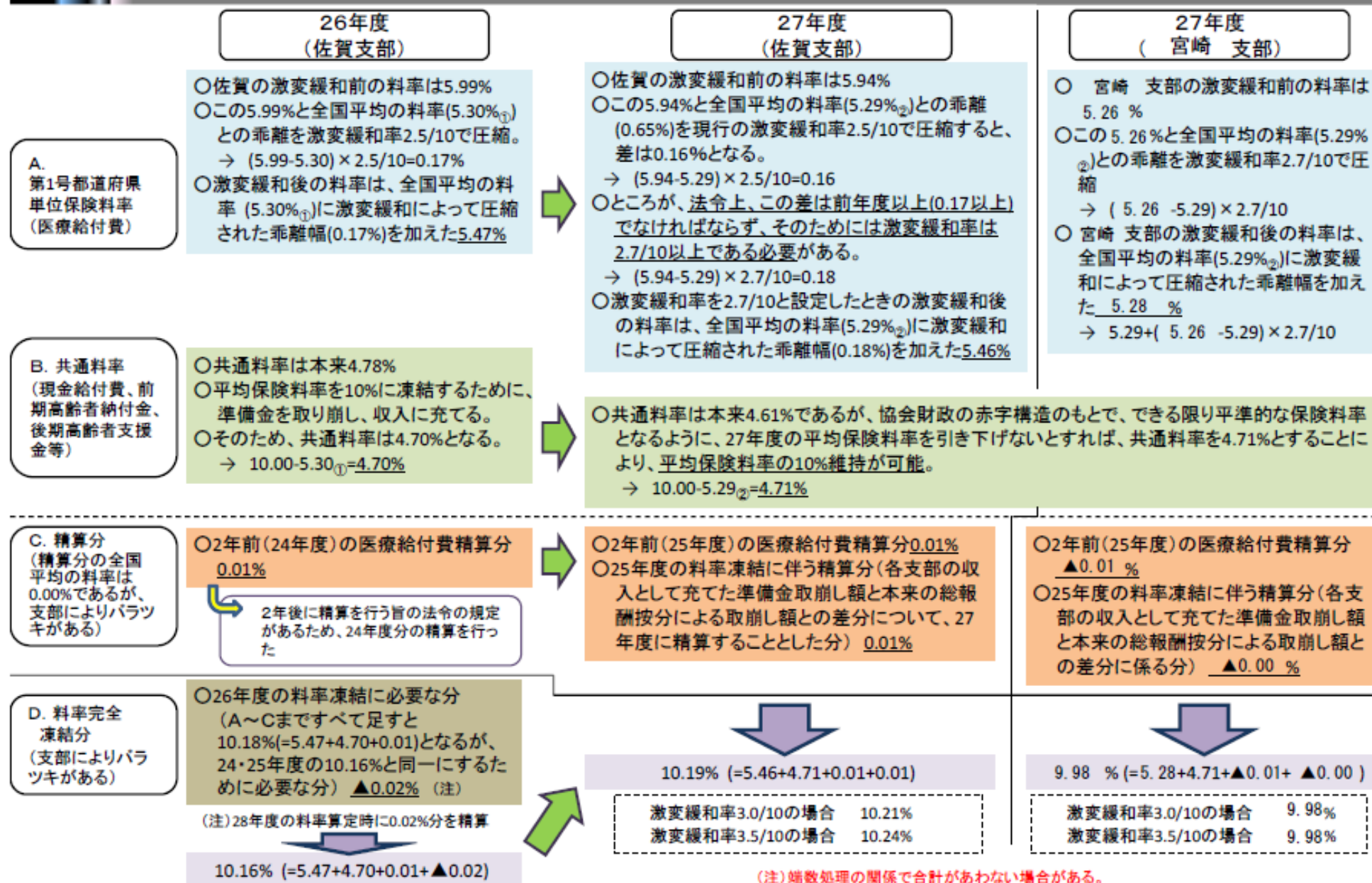
なお、一案として考えられる5月納付分から保険料率を変更する場合のスケジュールは13ページのとおり。



保険料率への影響を最小限にする観点から、保険料率の変更は5月納付分からとしてはどうか。また、仮に介護保険料率を変更する場合も、適用事業所の事務負担等を踏まえ、介護保険料率についても5月納付分から変更することとしてはどうか

## 27年度における都道府県単位保険料率のごく粗い試算(26年7月試算ベース)

※数値は予算セットの計数で算出すると異なる結果となる場合がある



(注)端数処理の関係で合計があわない場合がある。

## 平成27年度都道府県単位保険料率のポイント

- 平成24年度～26年度の都道府県単位保険料率は、凍結により3年間同じ保険料率であったが、27年度は各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は3.0 / 10
- 5月納付(4月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更  
例年は4月納付(3月賦課)分から変更

# 5月納付分から保険料率を変更する場合の 保険料率計算の考え方

27年度の当該支部の医療給付費から、変更月前の都道府県単位保険料率で納付される保険料(4月納付分の保険料)を減算した上で、変更月以後の当該支部の総報酬額(5月～3月納付分の保険料のベースとなる4月～2月分)で除して計算するというのが基本的な考え方。

この考え方を基礎として、保険料率の内訳である第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率、収入等見込額相当率をそれぞれ算出。

< 27年度の医療給付費に係る新しい保険料率の計算イメージ >

$$\begin{array}{ccc} & & \text{27年度医療給付費} \\ & & \boxed{\hspace{10em}} \\ \text{27年度の新しい保険料率} & = & \boxed{\text{4月納付分の保険料 (旧保険料率)}} \div \text{総報酬額 (4月～2月分)} \end{array}$$

(参考) 平成27年度の第1号都道府県単位保険料率の計算手順

<手順>

年齢調整・所得調整後の第1号経費を計算

変更月前

変更月以後

<手順>

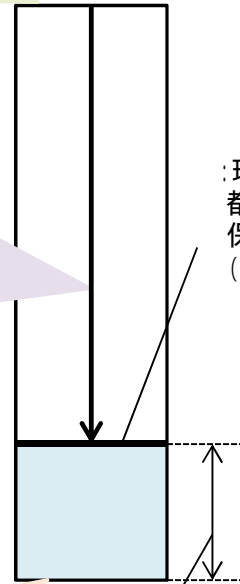
変更月前の第1号都道府県単位保険料率(激変緩和前)を計算  
( と の結果から逆算)

<手順>

変更月前の激変緩和率  
2.5/10による激変緩和所要額を計算  
( の結果から を減算したものに、変更月前の支部ごとの総報酬額を乗じて計算)

<手順>

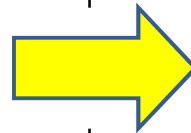
変更月前の第1号平均保険料率を計算  
( と変更月前の支部ごとの総報酬額との加重平均をとり計算)



: 現行の第1号都道府県単位保険料率(激変緩和後)

: 新たに適用となる第1号都道府県単位保険料率(激変緩和後)

激変緩和率  
2.5/10

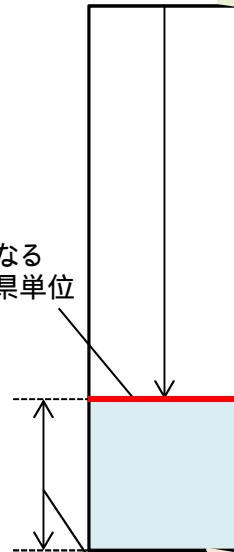


<手順>

変更月以後の第1号都道府県単位保険料率(激変緩和前)を計算  
( の支部ごとの年齢・所得調整後の第1号経費から、 で計算した激変緩和所要額及び変更月前の支部ごとの総報酬額に を乗じたものを減算し、さらに変更月以後の支部ごとの総報酬額で除して計算)

<手順>

と の結果から、変更月以後の第1号都道府県単位保険料率(激変緩和後)を計算( )



激変緩和率  
3.0/10

<手順>

変更月以後の第1号平均保険料率を計算  
(全国計の第1号経費から、変更月前の全国計の総報酬額に の変更月前の第1号平均保険料率を乗じたものを減算し、さらに変更月以後の全国計の総報酬額で除して計算)



都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成27年度見込み)

(百人)

		合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
全	国	363,720	19,529	20,015	20,891	21,830	24,267	27,347	30,164	34,719	34,436	28,910	26,964	26,630	27,759	13,766	6,493
1	北海道	17,601	816	864	933	1,023	1,118	1,192	1,362	1,628	1,634	1,447	1,410	1,447	1,644	777	303
2	青森	4,333	202	226	266	290	273	293	340	393	389	364	373	361	333	147	81
3	岩手	4,222	207	225	254	273	273	289	326	374	355	335	361	370	344	150	87
4	宮城	6,910	365	375	395	404	457	534	607	657	595	509	523	554	560	253	122
5	秋田	3,447	154	173	192	216	205	225	265	300	280	271	309	332	307	135	83
6	山形	3,932	197	214	232	255	260	282	316	344	317	297	338	354	317	132	77
7	福島	6,431	322	352	388	426	462	496	520	570	520	478	528	546	498	208	116
8	茨城	6,253	325	345	365	389	425	479	531	599	592	496	462	469	456	211	109
9	栃木	5,016	264	282	288	290	334	388	435	497	465	379	365	384	377	179	90
10	群馬	5,852	303	331	356	368	385	411	461	557	564	470	420	432	447	231	114
11	埼玉	11,171	571	626	655	679	725	781	884	1,089	1,180	959	794	759	807	438	224
12	千葉県	7,716	391	410	429	442	504	560	622	742	787	643	559	543	600	327	158
13	東京都	38,264	1,892	1,805	1,799	1,886	2,481	3,236	3,641	3,947	3,893	3,209	2,734	2,600	2,976	1,516	650
14	神奈川県	13,044	672	700	719	726	798	929	1,072	1,307	1,393	1,139	947	871	988	536	249
15	新潟	8,258	422	448	484	534	545	569	643	754	726	657	650	692	674	297	163
16	富山	4,025	202	227	243	246	250	268	310	394	393	317	298	304	331	171	71
17	石川	4,303	236	249	261	264	284	309	338	419	412	329	310	315	329	172	75
18	福井	2,972	160	170	180	192	205	211	228	269	262	231	233	227	231	113	60
19	山梨	2,432	125	136	145	160	165	171	184	217	226	201	187	185	184	94	53
20	長野	6,352	338	366	392	402	419	432	486	596	592	507	479	485	489	247	122
21	岐阜	7,251	400	431	463	477	484	496	544	670	698	593	550	521	524	261	137
22	静岡県	9,744	512	542	569	587	631	701	773	914	932	795	732	723	756	384	190
23	愛知県	23,022	1,298	1,315	1,352	1,402	1,627	1,811	1,934	2,262	2,324	1,872	1,624	1,484	1,538	787	392
24	三重	4,947	264	273	291	315	350	368	392	456	465	404	386	355	357	180	92
25	滋賀	3,481	200	203	210	209	244	269	287	334	322	264	249	243	256	129	62
26	京都	8,665	472	476	489	495	593	684	739	860	857	689	600	558	625	361	168
27	大阪	31,174	1,739	1,738	1,790	1,821	2,121	2,434	2,671	3,107	3,180	2,533	2,125	1,937	2,173	1,209	596
28	兵庫県	14,378	779	795	839	871	981	1,096	1,175	1,375	1,393	1,151	1,050	996	1,076	553	248
29	奈良	3,107	174	180	183	187	213	231	252	296	293	246	219	206	230	130	68
30	和歌山	2,977	156	167	188	203	201	207	225	271	298	259	231	207	203	107	55
31	鳥取	2,043	110	115	122	131	137	147	166	184	170	151	162	175	166	74	33
32	島根	2,659	146	153	163	171	178	183	205	238	222	191	208	223	225	106	48
33	岡山	7,174	406	415	434	444	502	568	591	691	665	531	502	504	525	275	121
34	広島	10,392	587	593	616	638	697	761	829	1,000	1,004	801	747	753	803	398	164
35	山口	4,335	229	236	251	267	273	303	335	399	394	325	321	350	391	189	74
36	徳島	2,688	145	144	153	159	180	208	230	252	236	202	199	210	213	105	54
37	香川	3,803	211	217	229	230	251	276	308	366	352	285	272	284	304	153	65
38	愛媛	5,244	295	300	311	332	359	397	433	493	472	399	401	399	391	180	81
39	高知	2,592	135	144	160	165	161	178	205	253	242	198	201	199	200	103	47
40	福岡	18,238	1,079	1,037	1,033	1,074	1,239	1,448	1,597	1,744	1,634	1,334	1,297	1,341	1,419	670	292
41	佐賀	2,989	174	178	187	198	204	222	238	252	236	215	232	244	243	111	55
42	長崎	4,662	261	265	284	313	313	334	362	398	387	359	391	402	367	155	72
43	熊本	6,049	360	355	361	378	412	474	505	535	488	455	478	501	457	199	94
44	大分	4,220	232	238	249	268	273	302	335	380	363	312	325	343	351	173	75
45	宮崎	3,966	243	244	249	260	260	289	320	354	324	284	312	336	306	132	55
46	鹿児島	6,136	380	371	374	398	421	468	508	516	471	448	499	551	467	187	76
47	沖縄	5,249	380	365	367	370	396	434	434	464	440	374	371	357	304	120	73

・各支部の年齢階級別加入者数の平成25年度実績に、全国計の加入者数の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

## 都道府県支部別 医療給付費(平成27年度見込み)

(百万円)

1 北海道	223,009	25 滋賀	37,738
2 青森	49,067	26 京都	97,189
3 岩手	47,348	27 大阪	360,751
4 宮城	78,343	28 兵庫	163,356
5 秋田	42,262	29 奈良	35,530
6 山形	43,935	30 和歌山	32,915
7 福島	69,964	31 鳥取	22,738
8 茨城	65,841	32 島根	31,105
9 栃木	54,401	33 岡山	83,809
10 群馬	63,199	34 広島	118,732
11 埼玉	119,860	35 山口	52,501
12 千葉	84,668	36 徳島	32,561
13 東京	418,859	37 香川	45,898
14 神奈川	145,792	38 愛媛	59,145
15 新潟	87,389	39 高知	30,358
16 富山	43,374	40 福岡	218,569
17 石川	48,809	41 佐賀	37,783
18 福井	33,239	42 長崎	54,732
19 山梨	26,774	43 熊本	71,140
20 長野	65,891	44 大分	50,524
21 岐阜	80,397	45 宮崎	44,279
22 静岡	104,070	46 鹿児島	69,232
23 愛知	245,084	47 沖縄	55,264
24 三重	53,128	全国計	4,100,554

- ・ 各支部の医療給付費の平成25年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担免除額及び波及増分に係る額を控除した額に全国計の医療給付費の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費、療養担当手当等に係る額等）を控除している。

## 年齢階級別 加入者一人当たり医療給付費(平成27年度見込み)

(円)

計	112,739
0～4歳	172,112
5～9	82,756
10～14	58,634
15～19	48,080
20～24	48,583
25～29	60,412
30～34	68,902
35～39	74,231
40～44	81,777
45～49	101,476
50～54	129,868
55～59	164,823
60～64	212,931
65～69	279,113
70～74	436,312

- ・ 全国計の年齢階級別加入者一人当たり医療給付費の平成25年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担免除額及び波及増分に係る額を控除した額に全国計の加入者一人当たり医療給付費の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費には、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除している。

都道府県支部別 総報酬額(平成27年度見込み)

(百万円)

	合 計	変更月	
		変更月前	変更月以後
全 国 計	78,484,568	5,771,661	72,712,906
1 北 海 道	3,503,544	250,855	3,252,689
2 青 森	786,751	57,334	729,417
3 岩 手	797,788	58,377	739,411
4 宮 城	1,413,309	102,681	1,310,628
5 秋 田	628,398	46,512	581,886
6 山 形	768,481	57,171	711,310
7 福 島	1,309,662	96,495	1,213,167
8 茨 城	1,395,061	102,963	1,292,098
9 栃 木	1,088,603	81,133	1,007,470
10 群 馬	1,241,421	91,792	1,149,629
11 埼 玉	2,511,649	184,596	2,327,053
12 千 葉	1,738,551	128,881	1,609,670
13 東 京	9,795,004	736,085	9,058,920
14 神 奈 川	3,159,690	232,297	2,927,393
15 新 潟	1,677,143	123,811	1,553,332
16 富 山	903,321	65,402	837,919
17 石 川	931,495	67,490	864,005
18 福 井	636,917	46,950	589,967
19 山 梨	511,216	38,011	473,205
20 長 野	1,328,213	98,908	1,229,305
21 岐 阜	1,552,829	113,742	1,439,086
22 静 岡	2,199,339	162,438	2,036,901
23 愛 知	5,347,322	390,759	4,956,563
24 三 重	1,087,006	80,234	1,006,772
25 滋 賀	743,993	54,226	689,767
26 京 都	1,905,449	139,788	1,765,661
27 大 阪	6,958,430	515,181	6,443,248
28 兵 庫	3,133,867	229,278	2,904,588
29 奈 良	622,620	45,278	577,342
30 和 歌 山	590,289	43,429	546,860
31 鳥 取	389,070	28,466	360,604
32 島 根	520,944	38,084	482,860
33 岡 山	1,503,447	109,910	1,393,537
34 広 島	2,198,514	161,340	2,037,174
35 山 口	907,775	65,425	842,350
36 徳 島	538,214	39,029	499,185
37 香 川	783,161	57,594	725,568
38 愛 媛	1,034,257	76,623	957,633
39 高 知	517,498	37,827	479,671
40 福 岡	3,722,828	268,860	3,453,968
41 佐 賀	560,672	40,472	520,200
42 長 崎	882,235	64,586	817,649
43 熊 本	1,153,104	84,307	1,068,796
44 大 分	805,238	59,015	746,223
45 宮 崎	732,087	53,232	678,855
46 鹿 児 島	1,136,979	83,194	1,053,785
47 沖 縄	831,186	61,600	769,585

- ・ 変更月に相当する月の前後における各支部の総報酬額の平成25年度実績に、全国計の総報酬額の平成27年度見込値の平成25年度実績値との比率を乗じて算出。
- ・ 平成27年度見込みに予定保険料納付率約0.995を乗じている。

変更月前(26年度)の都道府県単位保険料率

(%)

	都道府県単位 保険料率	第1号都道府県 単位保険料率	第2号都道府県 単位保険料率	第3号都道府県 単位保険料率	特別計上分及び 24年度精算分を除く	特別計上分	24年度精算分 (収支差がマイナス)	収入等見込額 相当率	24年度精算分及び 要精算分を除く	24年度精算分 (収支差がプラス)	要精算分
1	北海道	10.12	5.42	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.02	-0.03
2	青森	10.00	5.28	4.58	0.23	0.23	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04
3	岩手	9.93	5.23	4.58	0.25	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
4	宮城	10.01	5.22	4.58	0.30	0.23	0.00	0.09	0.11	0.00	-0.02
5	秋田	10.02	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01
6	山形	9.96	5.27	4.58	0.25	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
7	福島	9.96	5.21	4.58	0.27	0.23	0.00	0.09	0.11	0.00	-0.02
8	茨城	9.93	5.23	4.58	0.25	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
9	栃木	9.95	5.27	4.58	0.25	0.23	0.00	0.15	0.11	0.00	0.04
10	群馬	9.95	5.26	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
11	埼玉	9.94	5.24	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00
12	千葉	9.93	5.24	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
13	東京都	9.97	5.27	4.58	0.24	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
14	神奈川県	9.98	5.28	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00
15	新潟	9.90	5.20	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00
16	富山	9.93	5.24	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
17	石川	10.03	5.34	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.00	0.01
18	福井	10.02	5.30	4.58	0.23	0.23	0.00	0.09	0.11	0.01	-0.03
19	山梨	9.94	5.26	4.58	0.25	0.23	0.00	0.15	0.11	0.00	0.04
20	長野	9.85	5.17	4.58	0.26	0.23	0.00	0.16	0.11	0.00	0.05
21	岐阜	9.99	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01
22	静岡県	9.92	5.23	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
23	愛知県	9.97	5.28	4.58	0.24	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
24	三重	9.94	5.25	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
25	滋賀	9.97	5.28	4.58	0.24	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
26	京都	9.98	5.29	4.58	0.24	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
27	大阪	10.06	5.35	4.58	0.23	0.23	0.00	0.10	0.11	0.02	-0.02
28	兵庫県	10.00	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
29	奈良	10.02	5.31	4.58	0.23	0.23	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02
30	和歌山	10.02	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.01	0.00
31	鳥取	9.98	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
32	島根	10.00	5.32	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
33	岡山	10.06	5.37	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
34	広島	10.03	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.01	0.00
35	山口	10.03	5.36	4.58	0.25	0.23	0.00	0.16	0.11	0.00	0.05
36	徳島	10.08	5.40	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.03
37	香川県	10.09	5.40	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.01	0.00
38	愛媛	10.03	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02
39	高知県	10.04	5.35	4.58	0.23	0.23	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01
40	福岡	10.12	5.40	4.58	0.23	0.23	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04
41	佐賀	10.16	5.47	4.58	0.24	0.23	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02
42	長崎	10.06	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01
43	熊本	10.07	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02
44	大分	10.08	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04
45	宮崎	10.01	5.31	4.58	0.23	0.23	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00
46	鹿児島	10.03	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02
47	沖縄	10.03	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.07	0.11	0.03	-0.07

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成27年度見込み)

【支出】		(百万円)
<b>法第160条第3項第1号経費</b>		
・医療給付費(国庫補助を除く)		4,100,554
<b>法第160条第3項第2号経費</b>		
・現金給付費等(国庫補助、日雇拋出金を除く)		356,943
・拋出金等(国庫補助を除く)		3,039,302
・前期高齢者納付金		1,259,555
・後期高齢者支援金		1,613,509
・退職者給付拋出金		166,186
・老人保健拋出金		51
・病床転換支援金		0
<b>法第160条第3項第3号経費</b>		
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助を除く)		143,930
・貸付金		351
・雑支出		2,165
・準備金積立て		200,052
* 事務経費・雑支出(国)		21,640
<b>合 計</b>		<b>7,864,936</b>

【収入】		
<b>保険料収入</b>		
・保険料収入(一般分)		7,848,457
<b>その他収入</b>		
・貸付金返済収入		351
・雑収入		11,943
・高齢者医療制度円滑に係る国庫補助等		806
* 日雇特例被保険者保険料収入		3,516
* 雑収入等(国)		0
<b>合 計</b>		<b>7,865,073</b>

(注)・\*については、国の予算において計上されるもの。  
 ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。  
 ・第3号経費及びその他収入において、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

## 平成25年度の都道府県支部別の収支差

平成27年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う準備金取崩し額における本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	136	25 滋賀	55
2 青森	115	26 京都	371
3 岩手	128	27 大阪	1248
4 宮城	460	28 兵庫	490
5 秋田	42	29 奈良	118
6 山形	79	30 和歌山	104
7 福島	339	31 鳥取	11
8 茨城	4	32 島根	138
9 栃木	24	33 岡山	199
10 群馬	65	34 広島	45
11 埼玉	142	35 山口	236
12 千葉	532	36 徳島	16
13 東京	266	37 香川	37
14 神奈川	99	38 愛媛	31
15 新潟	136	39 高知	15
16 富山	6	40 福岡	723
17 石川	137	41 佐賀	83
18 福井	231	42 長崎	3
19 山梨	111	43 熊本	34
20 長野	673	44 大分	276
21 岐阜	46	45 宮崎	80
22 静岡	363	46 鹿児島	8
23 愛知	320	47 沖縄	209
24 三重	26	全国計	10

## 変更月以後の共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.78 %
A.第2号都道府県単位保険料率	4.31 %
B.第3号都道府県単位保険料率	0.49 %
C.収入等の率	0.01 %
第1号平均保険料率	5.22 %
計	10.00 %

(注)・ 共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分等は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。